

## 会 議 録

会議名称 平成25年度第1回 恵庭市公共料金等審議会

開催日時 平成25年8月22日(木) 午後2時00分～3時40分

開催場所 市役所3階 第1委員会室

出席者名 【委員】青砥 眞智子 鏡 貢 柏野 大介 神田 美佐子  
小山 裕之 玉熊 隆昭 鳴海 孝則 橋本 千津子  
村本 隆二

【市側】(市長)原田 裕 (総務部長)谷内 浩史

(廃棄物対策室長)津川 真次 (計画調整課長)高畑 一秀

(廃棄物管理課長)小川 弘純 (同主査)辰下 知文

(同主査)松浦 正志 (同スタッフ)加藤 あゆみ 遠藤 銀也

(水道部長)菅原 伸治 (同次長)原田 次男

(経営管理課長)嘉屋 修 (同主査)畑 拓哉

(下水道課長)佐藤 雅之 (同主査)佐藤 恵次

(財務室長)上森 勝行 (財政課長)広中 敦

(同主査)山口 勝 (同スタッフ)鈴木 弘之

1. 開 会 (司会)(総務部長)谷内 浩史

2. 委嘱状交付

3. 市長挨拶 公共料金等審議会開催にあたり挨拶

お忙しいところ公共料金等審議会に委員としてお集まりいただき誠にありがとうございます。日ごろから恵庭市政各般に渡ってご支援ご協力をいただいておりますことに、心から感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

また、公共料金という大変、市民の生活に大きく係る重要な課題について、村本会長、神田副会長に中心となって頂きまして、様々なご議論をいただいておりますことに感謝を申し上げます。誠にありがとうございます。

今回、委員を新たに委嘱された方々については、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今回は、いくつかご論議いただくものがございますが、それらについてどうぞよろしくご審議をお願いしたいと思います。

また、消費税が来年4月からどうなるかということについては、まだ明らかではありませんが、9月中にはだいたいその方向が決まるのではないかとされておりまして、またそれによっては、公共料金への影響ということについても、皆様方にご説明をさせていただき、ご意見をいただくということになるかと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私ども恵庭市につきましては、これまで財政運営の適正化ということで、

進めておりました。比較的順調に近年は進んでいるところでありますが、しかしながら、今後論議されている国民会議等々の答申でも、これからの介護や医療やそうした行方によっては、大きく状況が変わるということもございまして、そうしたことを考えると、私どもの財政状況も非常に不安定なものになりかねないというような思いもしております。そうしたこと、さらには、受益者負担という考え方のもとで、十分ご論議いただきますよう、お願いを申し上げます。

個々の諮問内容につきましては、それぞれの担当部からご説明させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

#### 4. 諮問 市長から会長へ諮問書提出

#### 5. 消費税増税の対応について

(財政課長) 財政課長の広中と申します。どうぞよろしくお願い致します。

昨年の180回通常国会に提出されました「税と社会保障の一体改革」関連法案におきまして、消費税及び地方消費税を合わせた税率が、平成26年4月からは8%に、平成27年10月からは10%に引き上げられることとなりましたことはご案内のとおりであります。

また、税制改正におきましては、「経済状況の判断」を行い、「経済状況によっては、税率引き上げの施行の停止も含めた措置を講ずる」ものとされております。

先ほど市長からも申し上げましたが、現在も政府・与党内において、引き上げ時期の議論が続いているところでありますが、時期は未確定ながらも、消費税及び地方消費税の税率改定が行われることを想定し、その準備をしておかなければならない状況にあるといえます。

今回ご説明申し上げます「消費税増税の対応について」につきましては、消費税及び地方消費税の納税義務があります「公営企業会計」及び「特別会計」のうち、「下水道使用料」「水道料金」及び「産業廃棄物処分手数料」について、これまでのいわゆる「内税方式」による料金表示から、「外税方式」による料金表示に改めることにより、消費税率が改定された場合であっても、改めて料金改正を行う必要がなくなるよう措置しようとするものであります。

それぞれの料金等は、条例によって定められておりますことから、外税方式の料金表示に条例を改正しようとするもので、資料は原案の状態です。未定稿ではございますが、改正条例の新旧対照表を配布させていただいたところであります。

- ・ 恵庭市公共下水道条例
- ・ 恵庭市水道事業給水条例
- ・ 恵庭市個別排水処理施設に関する条例

・ 恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

の4条例におきまして、それぞれ現行の料金等の額から5%に相当する金額を減じた額に単価を改め、それに基づき「算出した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額」を料金等とするよう本文を改正するものであります。また、この改正に合わせて、下水道関連の条例では、料金等を表示する表の形式を統一的なものに一部改めようと考えております。

この条例改正によって、今後消費税率がどのように改定された場合であっても、改めて料金改定を行うことなく消費税が連動して料金等が算出されるということになります。

この条例改正案の議会への提案時期につきましては、現在は未定ではございますが、消費税増税の時期が確定した後を念頭に置いて、準備をしているところであります。

以上が本日本配布しております資料「消費税増税時の対応について」の概略と4つの条例の改正の趣旨であります。以上です。

<質疑応答>

(A委員)直接的には関係ないと思いますが、1点確認しておきたいのは、水道に関して、下水道条例での「家事用汚水と業務用汚水」や水道事業給水条例での「家事用と家事用以外」に分かれています。理由や根拠などを教えてください。

(経営管理課長)大きく分ければ、「営利を目的とするもの」か「営利を目的としないものか」というように考えていただければ判りやすいかと思えます。

(A委員)水道は、誰もが必要なものなので、「営利なもの」か「営利じゃないもの」かで分けているということですね。ありがとうございます。

(会長)

他になければ、「消費税増税の対応」につきましては、説明のとおりとさせていただきます。

6. 諮問事項の審議

(1) ごみ処分手数料の消費税率変更の影響について

(廃棄物管理課長)廃棄物管理課長の小川といたします。よろしくお願ひ致します。

みなさまのお手元には先週資料を送付させていただいておりますので、ご覧になられているかと思いますが、概略を説明させていただきます。

ごみ処分手数料の消費税率変更ということで3点ほど載せております。「産業廃棄物処分手数料」、「事業系一般廃棄物処分手数料」、「家庭ごみ処理手数料」の3点になります。この3点については、平成24年度の8月に公

共料金等審議会に諮問し、検証していただいております。検証の結果、「家庭ごみ処理手数料」については据え置き、「産業廃棄物処分手数料」、「事業系一般廃棄物処分手数料」については、新しい単価を設定していただきまして、今年度からその単価を使用している状況です。今回につきましては、消費税がもし変更となった場合、その年から当然経費も変わりますので、経費を置き換えるとどうなるのかということでの計算になっております。まず一番目の「産業廃棄物処分手数料」になりますが、資料の表では、「汚泥以外」と「汚泥」の2種類の手数料を示しております。表の一番左に「税抜価格」とありますが、10kgあたりの税抜きの単価になります。「汚泥以外」いわゆる「一般的な産業廃棄物」になりますが、10kgあたり、136円となります。これが、消費税を抜いた単価ということになります。「汚泥」についても同様です。その右に「消費税5%」、「消費税8%」、「消費税10%」とありますが、「消費税5%」が現在の単価になります。現在は、内税方式なので、この表のとおり、142円と170円で計算されています。それが、消費税が仮に8%になると、税込みで146円、10%になると、149円というように、自動的に計算されて徴収していくという表をご覧になっていただいております。このように計算されて、先ほどの新旧対照表に載せていくこととなります。

その下の「事業系一般廃棄物処分手数料」ですが、先ほどご説明した「産業廃棄物処分手数料」につきましては、独立採算性ということで、実際に、経費から割り出した単価をそのまま、事業者に100%負担していただくものですが、今から説明します「事業系一般廃棄物処理手数料」につきましては、市内企業の育成の観点から、「経費から割り出した単価」の三分の二としています。一つワンクッションが入った形で単価を求めていますので、単純に消費税を抜いた単価を設定しておいて自動的に計算するという対応は難しいことから、今回は、改めて消費税込の単価をご提示しています。

資料の下に載せている表では、「軽減前単価」というのが、直接「経費から割り出した単価」になります。消費税5%のところでは、現在の単価148円で、これに三分の二を掛けた99円が、平成25年から業者の方たちに負担していただいている単価になります。そういった形で、仮に「消費税8%」、「消費税10%」と消費税が変わった場合の経費を積み上げて計算した場合の単価がその右側になります。「消費税8%」では100円、「消費税10%」では、101円となり、こちらでは、税込みの単価をお示ししています。後ほど、資料で説明します。

次のページで、先ほどご説明したとおり、平成24年度に一度検証していただいておりますが、次回の検証時期を考えた時に、先ほど申し上げたとおり、平成26年4月から消費税8%、平成27年10月から消費税10%

と、今の予定なのですが、そういうような動きがありますので、ある程度消費税が落ち着いた後、そして、今現在も「事業系一般廃棄物」、「産業廃棄物」は、定期的に安定した形で推移していますので、次回の検証は平成28年度に、両方合わせて検証していきたいということで、こちらに載せています。

続きまして、最後の「家庭ごみ処理手数料」になります。こちらも、昨年一度検証していただいていますので、そちらに消費税が変わった場合の経費を積み重ねて、単価を出しています。表の通り「可燃・不燃ごみ」「粗大ごみ」「直接搬入ごみ」となります。「消費税5%」のところは、現在の単価になりますが、昨年検証した時の「試算単価」というのが載っています。

「可燃・不燃」であれば、現在リッター2円ですが、実際に試算すると2.7円となります。「粗大ごみ」「直接搬入ごみ」においても、表のとおりとなります。昨年の検証では、有料化が始まってから、まだあまり年数が経っていないので、もう少し様子を見る必要があるということで、料金は、単価を変えないで、据え置きするというご答申をいただきました。「消費税8%」「消費税10%」ということで、右側に載せていますが、試算単価を見ると、「可燃・不燃」では、昨年検証した「消費税5%」の値段とほとんど変わりません。「消費税10%」で0.1円上がっていますが、特にそれほど変わりません。表のとおり、「粗大ごみ」「直接搬入ごみ」においても、同様に昨年の検証時とそれほど変わらないということですので、今回については、「家庭ごみ処理手数料」におきましては、単価は据え置くということで、諮問させていただいています。「家庭ごみ処理手数料」の検証は5年おきというルールがありますので、平成26年度にごみ量や収支状況など詳しく検証させていただくこととなります。

一番下に、参考として近隣市の手数料の状況を載せております。札幌市、千歳市、北広島市、恵庭市とあります。産業廃棄物であれば、恵庭市は142円ということで、近隣市と比べると一番低いこととなります。それぞれ施設の状況や規模等で変わりますが、道内で調べてみると、85円程度で実施している稚内や士別などがあります。産業廃棄物を扱っている14の市がありますが、その平均は138円程度でして、恵庭はそれよりも少し高い手数料となっています。

事業系一般廃棄物では、恵庭は99円と北広島よりは高いのですが、千歳市よりは1円安くなっています。

家庭ごみ手数料につきましては、道内のほとんどの市がリッター2円となっています。釧路や帯広など一部には、2.5円や3円というところもあります。

続いて、後ろにつけている細かい資料ですが、産業廃棄物の手数料の算定資料ということで、先ほどご説明した昨年検証した際の資料に、税抜き

単価を改めて表示して、平均単価を出すと、先ほどの単価になるという資料になっています。その次には、事業系一般廃棄物の資料ということで、「5%」、「8%」、「10%」の3種類ほど載せています。「5%」が昨年検証していただいた資料になります。「8%」は、実際に平成26年4月から消費税が8%になった場合の経費を計算して費用を変えています。表の一番下に、「H26.8~8%」と記載されていますが、「H26.4~8%」の間違いですので、訂正をお願いします。表示は8月からとなっていますが、経費の計算では、間違いなく4月から8%で計算しています。同じように「10%」の資料につきましても、平成27年10月から10%に変わるということで、経費を置き換えた資料になっています。

資料「家庭ごみ手数料の算定比較」についてですが、上から、「可燃(生ごみ含む)・不燃」「粗大ごみ」「直接搬入ごみ」という形で表が構成されています。「可燃(生ごみ含む)・不燃」の表では、「有料化対象経費」が実際の対象経費になります。「24検証」が昨年検証していただいた時のものになります。そして8%、10%と消費税を置き換えて、経費を割り出して、経費を積み上げています。これらをそれぞれの重量換算で平均しながら単価を割り出すと、「リットル当りの単価」となり、先ほどご説明したとおり、2.7円、2.8円とそれほど単価が変わらないので、据え置きさせていただくということになります。

以上、簡単ですが資料の説明となります。

(会長) 只今の報告につきまして、順番に質問を受けたいと思います。

まずは、最初に説明がございました「産業廃棄物処分手数料」について質問ございましたらお願い致します。

質問ございませんか。異議がないようですので、一番目の「産業廃棄物処分手数料」につきましては、説明のとおりとさせていただきます。

それでは次に、2番目の「事業系一般廃棄物処理手数料」について質問がございましたらお願い致します。

質問ございませんか。異議がないようですので、「事業系一般廃棄物処理手数料」につきましては、説明のとおりとさせていただきます。

続きまして、最後にご説明がありました「家庭ごみ処分手数料」について質問がございましたらお願い致します。

(A委員) 事業系一般廃棄物の処分手数料と家庭系ごみ処理手数料に差が設けられているのは、根拠となる法令があるのでしょうか。

(廃棄物管理課長) 根拠法令は特にありません。実際に各市町村でも、ごみにかかる処理経費を参考として、それを目安に単価を設定していることとなります。やはり家庭ごみは、先ほどの水道と同様に、日常生活で一般市民にかかる部分については、多少配慮しているという部分が多いようです。事業系につきましては、産業廃棄物は100%負担したり、事業系はそれ

よりも少し安い単価ということで、一般家庭よりは負担率を高く求めていることになっています。

(会長)他に質問ございませんか。

(C委員)近隣の市との手数料について、安く設定すると他の町から、フリーライダー的な行為、ごみを持ち込まれるようなことはないのですか。

(廃棄物管理課長)産業廃棄物であれば、この近隣では一番安いのですが、条件を設定しておりまして、恵庭市内で実施した工事や事業活動により発生したごみに限定して受け入れていますので、市外の活動により発生したごみについては、受入れておりません。市外から搬入してくる場合は、事前に書類なり、おかしいものについては追跡調査をしながら受入を拒否するなど、条件をつけて対応させていただいています。

(会長)他に質問ございませんか。異議がないようですので、「家庭ごみ処分手数料」につきましては、説明のとおりとさせていただきます。

## (2)ごみ処分手数料の改定について

(会長)続きまして審議の2番目でございます「ごみ処分手数料の改定について」説明をお願い致します。

(廃棄物管理課長)ごみ処分手数料、事業系一般廃棄物の生ごみの処理単価になります。先ほどご説明したのは、事業系の産業廃棄物、一般廃棄物の処理手数料で、盤尻で受入れる時の単価になりますが、これから説明するのは、中島松のごみ施設に事業系の生ごみが搬入された時の単価になります。平成24年度から生ごみが稼働しまして、市民や事業者の皆様の協力のおかげで計画量どおりのごみが搬入されておりまして、施設の暖房費、電気代の軽減に効果を上げています。その中で、今回は、消費税の影響は他のごみと同じように、消費税が上がった場合の経費を積み上げて計算しています。後ほど詳しくご説明しますが、機械設備等の更新費用についても、平均的な経費に含めて計算していく必要があります、実際に稼働してからの実績を元にしながら経費を積み上げています。こちらの表では、「軽減前単価」「軽減後」ということで、「消費税5%」の「軽減前単価」では、実績に基づいて、先ほど申し上げた設備の更新費用等も含めて計算しますと、147円となります。これに、先ほどの事業系一般廃棄物処分手数料と同様に軽減調整率三分の二を掛けますと98円となり、これが税込みの単価になります。現在は92円という設定単価になりますので、7円ほど上げさせていただくこととなります。消費税が8%、10%に上がった場合は、表のとおり、1円ずつ上がっていくこととなります。

改定の理由ということでは、実際に生ごみ施設を稼働したところ、機械や部品の損耗などが起きています。そういった関係で、平均的な形で、機械を更新するための費用を事前に積んでおく必要があるということで、今回、機械の更新費用を必要経費に折り込んで計算したところが大きい変更点と

なります。

次のページは、単価の移り変わりになりますが、事業系一般廃棄物の生ごみで、「消費税5%」では、消費税の変動影響はないのですが、現行の92円から98円に改定することとなります。そしてその下の表では、平成26年4月に消費税が8%に上がれば、ここからまた1円ほど上げさせていただく、また、10%になれば、さらに1円上がっていくこととなります。表の右側には参考としまして、事業系一般廃棄物の8%、10%の時の単価を載せています。こちらは、先ほど説明しましたが、盤尻に搬入する事業系一般廃棄物処理手数料になります。生ごみだけが、1円ほど盤尻の埋立より単価が安くなっております。前回、事業系一般廃棄物の生ごみの処分手数料を決定する時には、計算上は、盤尻の事業系の単価よりも少し高くなりましたが、高くなると当然生ごみの中島松に誘導できないという理由により、当時は92円として盤尻と中島松の単価を合わせました。今回は、計算上では、盤尻よりも中島松が1円安くなりましたので、生ごみは自然と今よりも誘導される要素が少し強くなったと考えています。

実施時期、改定による影響額につきましては、ご覧の通りとなりますが、「手数料収入」のところをご覧いただきますと、平成26年度は現行単価92円であれば、3,517万2千円のところが、予定通り消費税が8%に上がった場合は、一番下になりますが、3,789万7千円ということで、約270万円ほど収入が増えることとなります。

一番最後に、参考としまして、実際に生ごみを集めている場所の単価を載せています。100円前後の単価を設定しているところが一般的ということでご覧いただきたいと思います。

次の「事業系生ごみの処分手数料資料」は、細かい経費の積み上げというものになります。基本的には、生ごみ処理の単価を設定しました平成23年度の時と、同じような形になりますが、先ほども申し上げましたが、この表の一番下に、施設の更新費ということで、実際に機械を稼働させた形で、機械には耐用年数などもありますので、機械の更新費用として、2億1千万円ほどを、現状としては積んでおく必要があるということで、耐用年数20年で割りまして、1,050万円を毎年平均的な費用として計上しております。

裏面では、起債の平準化ということで、表を載せています。生ごみ処理施設のうち、建物関係や施設関係の建設費用になります。処理施設は3年間に分けて整備しております。建設費用は、お金を借りて返済しております。これが各償還年毎の金額になります。利息の部分で金額が変わるので、償還年毎に金額はまちまちになっていますので、15年間の平均金額を計上しております。この表の一番下の「平均償還額」の一番右側に記載しております「1,593万円」を毎年の平均的経費として表に計上しております。



次のページになりますが、「生ごみ量の推計」ということで、基本計画の計画値の指数に基づきまして、平成24年度の実績量がありますので、これに、長期計画での指数を掛けながら、平成29年まで生ごみの量を試算した表になります。

次の資料には、今ご説明したような費用の項目を積み重ねた試算表になります。5%、8%、10%ということで、それぞれ試算して先ほどご説明した単価を算出しています。以上になります。よろしくお願い致します。(会長)それでは、ただいまの報告につきまして、質問がございましたらお願い致します。

(C委員)資料の3ページ目に、生ごみ処理施設の大規模更新・機器類について、10年後に2億円程度とありますが、この根拠と前回はいくら掛かっていたのかをお伺いしたいのですが。

(廃棄物管理課長)生ごみ処理施設の設備更新費用として2億1千万円を載せていますが、計算根拠としましては、実際に今使っております機械設備関係の導入費用を基本として割り出しています。耐用年数なども機械設備関係を平均するとこのようになりますので、総額2億1千万円として概算額をだして、積み上げました。

(C委員)それは機器類だけなのでしょうか。それとも工事や工事に係る諸費用も含まれているのでしょうか？

(廃棄物管理課長)実際の機械導入に伴う全ての経費とお考えていただいて結構です。物だけではなく、それに伴う業務に付随するもの全てのものの経費ということで載せています。

(C委員)20年後という先々のことですが、インフレ率とかはどうなっているのでしょうか。

(廃棄物対策課長)特にこの時点では何も見ておりません。もし、インフレ等世の中の状況が変わった時には、こちらの経費も何年かおきに検証させていただいていますので、その時点で置き換えて計上していきたいと考えています。

(C委員)こちらもまた起債して手当するということになるのでしょうか。この2億円の資金は？

(廃棄物管理課長)2億円というのは、予備費用ということで積んでおくことになります。

(会長)他に質問はありませんか。異議がないようですので、「事業系一般廃棄物のごみ処分手数料」につきましては、説明のとおりとさせていただきます。

### (3) し尿処理手数料の改定について

(会長)続きまして、「し尿処理手数料の改定について」説明をお願いします。

(廃棄物管理課長)し尿処理手数料の資料をご覧ください。現状のし尿処理手数料は、10リットルあたり47円という単価になっておりますが、この単価は、平成15年度から同じ単価が続いています。定期的に見直しはしておりますが、実際に単価の変動がそれほどないということで、ずっと同じ単価になっています。

今回につきましては、実際のし尿の収集運搬経費を基本として単価を設定しているのですが、収集車は基本的には1台で賄っていて、家庭系や事業系のし尿を運んでおりますが、近年、工事現場での仮設トイレやイベント等でのトイレ関係、調整区域での大きいお店などがありまして、一般家庭との調整の中で、1台だけでは賄いきれないことが、年に何回か出てきています。その関係で、今までは「予備でもう一台は付けておいて下さい」というお話を業者の方にはしていましたが、実際にそれほど動くことはなかったのですが、処理手数料の算出においては、1台分の経費しか求めていなかったのですが、2台体制により収集しているという実態がありますので、今回、年額では50万円ほどになります。経費として計上しております。このように検証しますと、現行の47円について、消費税が変わらなければ、2円ほど上げさせていただいて49円になるというのが、この表の左端になります。こちら、消費税が上がっていくとどうなるのかということで計算したのが、その隣になりますが、端数を切り捨てますと、8%、10%に上がった場合でも、1円ほど上がるということになります。10リッターあたり50円という単価を設定させていただきたいという内容になっています。

裏面ですが、今ご説明した内容を記載しております。し尿処理の単価につきましては、「収集」、「運搬」、「処理」と3区分のうち、「収集」と「運搬」の経費について100%利用者に負担していただくことで計算しております。これで、先ほどの単価になります。

「処理」経費につきましては、前回の審議会において、一般的なごみに関しては「減量やりサイクルができるごみ」ということで、それも含めて、全部の経費の三分の一を目安として手数料を設定しておりますが、し尿関係につきましては、人間の生理的に発生するものなので、減量化すること等は出来ないのです。その部分の配慮も含めて、政策的な判断として、従来どおり、「収集」・「運搬」経費部分での100%負担とする単価設定でいきたいと思いますというお話がありました。

今回につきましては、同じような取り扱いということで計算して、現行の47円を49円、そして消費税が上がれば、1円上がって50円ということで設定させていただきたいというように考えております。

実施時期は、ご覧のとおり。改定による影響額は、下の表に載せております。平成26年度であれば、消費税が予定どおり上がっていけば、約88

万円ほど収入が増加することになります。この表の一部について訂正をお願いします。「手数料収入」の「改定単価(49円)」の「平成27年度」になりますが、表示ミスで、12,818千円を載せてしまいましたが、14,288千円に訂正をお願いします。誠に申し訳ありません。

後ろに「し尿処理手数料の資料」ということで、改めて「し尿処理量の推移」を示しています。特に大きいところでは、自衛隊で今までは、合併浄化槽的な設備を使っていたものがあったのですが、設備の機能が好ましくないということで「し尿の汲み取り」に変わっております。そういった一部増減内容も盛り込みながら推計をたてて、こちらの処理料を算定しています。

その下の考え方については、先ほどご説明した2台がどうしても動かないといけないという内容になります。

裏面になりますが、近隣市の状況を参考ということで載せております。「し尿」、「浄化槽汚泥」ということで、「北広島市」、「千歳市」、「江別市」、「恵庭市」の単価を載せております。「し尿」の処理手数料の単価は、北広島市であれば78円、恵庭市では47円となります。江別市よりは少し高いのですが、北広島市、千歳市よりは安くなっております。負担割合の考え方としまして、恵庭市以外は、「収集」「運搬」「処分」費の100%や30数%としております。恵庭市の場合は、「収集」「運搬」費だけですが、100%負担して頂いているということになります。

もう一つ、「浄化槽汚泥の処分手数料」があります。実際に、農家など水洗が通っていない所で、家に浄化槽設備を付けて、それを清掃した後に出てくる「汚泥」があるのですが、この「汚泥」の処分手数料になります。近隣市では、10円から35円まで、ある程度経費の一部を負担していただいていることになっておりますが、恵庭市については、従来どおり今回は、汚泥の処分手数料は、求めないことでの諮問となっております。実際には、従来から汚泥の処分経費はかかるので、負担を求めることについては、これからも検討していかなければならないと考えておりますが、今回につきましては、消費税の動きですとか、新たな費用の負担等もありますので、従来と同じような考え方で諮問させていただいております。

後ろのほうに、それぞれ、5%で積算した資料、8%、10%ということで、消費税に伴って、置き換えて計算した資料を載せておいております。このようにして、49円、50円という単価が計算されているという内容になります。よろしく願い致します。

(会長)それでは、ただいまの報告につきまして、質問がございましたらお願い致します。

(B委員)聞き違いかもしれませんが、1台では駄目だということで2台目をお願いした。その時に50万円を負担するというように聞こえたの

ですが、間違いはないですか？

(廃棄物管理課長)はい

(B委員)年間50万円ですか？

(廃棄物管理課長)そうです。

(B委員)年間50万円で、1台増車できるのですか？もう走っているのですよね。それとも、これから返事をもらうのですか？

(廃棄物管理課長)今、収集運搬していただいている会社は、実際に車自体は既に持っています。昔から汲み取りをしている業者さんで、車自体はありますが、それほど需要がなかったので、清掃とかの経費がかからないように、ほとんど動かしていなかったのですが、やはり、先ほど申し上げたとおり、色々な要素があって、これからは動かすことが必要になってくるので、年間50万円ほど経費の積み上げが必要になるということで、今回計算させていただいています。

(B委員)新たに1台動かすのに、年間50万円くらいでは、軽自動車でも出来るのかどうかわからないと思ったので、質問しましたが、わかりました。

(会長)他に質問はございませんか。

(A委員)今まで自衛隊が「浄化槽汚泥」という扱いをしていたものが、施設が望ましくないということで「し尿」という扱いに変わったということでしたが、浄化槽汚泥であれば、量は抑えられていたということなのか？「浄化槽汚泥」の収集運搬と「し尿」での収集運搬の差がどのくらいあるものなのか？がまず確認したかったところの一つ目です。

(廃棄物管理課長)「浄化槽汚泥」と「し尿」との経費の違いですか？

(A委員)収集運搬として実際にやられる業者さんがそれほど変わってくるものなのですか？

(廃棄物管理課長)実際に、汲み取りをやっている業者さんと浄化槽汚泥をやっている業者さんは違います。「し尿」については、溜まった時に汲み取りで、何ヶ月に1回汲み取る費用だけがかかってきます。し尿処理手数料として決めている単価で、券を買っておいて支払っていただくようにしています。「浄化槽汚泥」につきましては、今の話があったのは、一般家庭ではなくて、会社などの事業者の話になりますが、し尿の場合と違って、特に汲み取りなどは必要ありません。浄化槽設備の中で処理されて流れていくこととなりますので、そういう部分での経費は発生しません。ただ、浄化槽設備は定期的に清掃しなくてはいけないので、清掃する経費や保守点検費用などが、事業者の負担となります。専門業者に依頼してやりとりしてもらおう。他に浄化槽設備の電気代などがかかることが違いになります。

(A委員)自衛隊などの変更要因があったとしても、今、料金を上げなくてはいけなくなっていることは、「し尿」の収集量が増えたことで、車輛の

経費が約60万円ほど増えたという話だったのですが、5%として添付している手数料の算出資料では、市の施設が約19%、事業所が約40%、これに対して一般家庭が約34%というのが、平成21年の数字を割合に直したものです。それが24年、25年の辺りになると、市の施設とか事業所の割合が増えている、一方で一般家庭が約8%減少している。家庭から出る「し尿」が年々減っていった中で、事業所や市の施設に関するし尿が増えてきたところが要因となって、今、全体としての経費が増えたという話ですよね。そうであるならば、本来そこで負担すべきなのは、増えたほうの事業所なり市の施設と考えるのが素直なところではないかと思います。先ほどから、水道料金と一般廃棄物の料金で、「事業者」と「家庭」を分けている根拠を聞いていたのは、ここにつながるのですが、そういう話をされていて、営利を目的とするところと普通の生活をしているところで料金に差を設けているという話であれば、当然この「し尿」の部分に関しても、そういう料金設定をしても違和感はないと思います。実際に、一昨年の公共料金等審議会で配っていただいた資料を見ると、例えば、仮設トイレにおいて、別の料金形態を設定している市があるとか、市によっては、事業者のし尿の汲み取り手数料で別な料金設定をしている町が実際にあったとのことで、そういうことが考えられるだろうし、この60万円という金額を家庭に求めることはいかがなものかと思います。

(廃棄物管理課長)おっしゃるとおりで、要因的にはそういう部分であるかと思えます。実際に、他の町では仮設トイレの独自の単価を設けていたりということもあります。考え方としましては、従来の考え方の流れになりますが、ごみについても、水道についても、先ほど申し上げたとおり、「家庭系」と「事業系」に単価で差を付けているのですが、「し尿処理単価」につきましては、確かに割合的なものは、当然家庭系が全体を占める割合は低くなってきていますが、全体の単価については、同じような処理をしていくということで従来からやらせていただいております。このような単価設定というのは、割合がもっともっと差が開いていったりとか、要因的なものが仮設トイレにかなり要素があるということになれば、そのような独自単価というものもこれから検討していかなくてはいけないかと考えていますが、現時点では、全体の中の単価で、こちらについては、処理させていただきたいというのが市の考え方なので、そういった部分はもう少し研究させていただいた中でやっていきたいと考えています。

(A委員)全体の割合が、小さなものであればそのままというのは、おっしゃるとおりかと思うのですが、この10年間それをずっと据え置いてきた中で、少なくともこの平成21年から平成25年のところで見ても、家庭の割合が、100%の中で占める割合が、8%も減っている。一方で、事業者と市の施設と仮設トイレを合わせるとそれ以上に増えているわけで

すよね、減免も減っているわけですから、となると主要因はこれで、8%というのかなりの割合ですよね。それだけ変動しているにも係らず見直しをしていないということが、逆に言うと、言ってみれば、不作為とまで言えてしまえるのではないかと思うのですが。

(廃棄物対策室長)し尿処理の場合、下水道区域の中でも、いまだに汲み取りをしている家庭がありまして、政策的には、本来下水道法でいうと3年以内に下水道を繋げていただきたいという指導をしています。そういう中で一般家庭から下水道の方に、し尿から下水道に大きく変わってきているのが現状です。もう一つ、収集・運搬につきましては、恵庭市の場合、処分費を取っていません。そういう中で、収集・運搬費の100%をいただきたいという中で、一般家庭につきましては、今言われた経緯の中で下水道に変わってきているというのが現実的な話になります。それと、最近、浄化槽が増えてきているので、合併浄化槽のほうに移行なさっている方もいますので、どうしても単価的には、今委員がおっしゃられたとおり、一般家庭のほうは量的にはぐっと落ちてきています。ただ、私どもの施策としましては、ある程度下水道にも投資しておりますので、下水道にも繋げていただきたいという思いもございまして。それと、やはり、この収集・運搬費しかいただいていないという中で、単価設定をさせていただいておりますので、運搬費の台数分だけは、皆さんで持っていただきたいということで今回諮問させていただいております。決して不作為でやっているわけではなく、作成的にこのような単価形成を皆様の中で審議していただければと思っております。先ほど課長からもありましたが、浄化槽の処分手数料につきましても、今後委員の方々のお話をいただきながら、現在は金額的にはゼロ円になってはいますが、将来的には、手数料をいただいきたいということで、中では検討させていただいておりますが、今回は残念ながら諮問ではゼロ円となっております。今後皆様の中で、浄化槽の手数料についてもご検討いただければという気持ちでありますので、提案としては出ていないのですが、機会をとらえていただきましてお話しいただければと思っております。

(C委員)今のお話について質問ですが、こちらの資料によりますと、合併浄化槽の人口というのは、平成21年は、この人口というのは、市民の1人、年齢に係らず、1家族ではなく、1人ということなんですね。837人から若干増えておりますが、平成24年度に760人、平成25年度に741人と減っているように、数字としては推移しているようなんですが、先ほどの話では、合併浄化槽の利用者が増えているというお話だったのですが。

(廃棄物対策室長)そうではなくて、先ほどの話では、し尿の人口が減ってきますので、そうすると合併浄化槽の方が増えたり減ったりしているの

すが、最終的には下水道の区域の方が、下水に繋がってなくて、汲み取りでやっている方がかなりいらっしゃいますから、最終的には下水道の方が増えていくというようになります。

合併浄化槽は、市街化区域の外でやっていますので、たまたま、今年度もそうですが、恵み野で、合併浄化槽でやっておられるところが、下水道区域に入ったり、区域の拡大もいまだに市の中でやっており、市街化区域を拡大してきているものですから、そういうところが、合併浄化槽から下水道区域に編入換えになっていたりしています。そういう中でどうしても、合併浄化槽はある一定のところまで来ていたのですが、少しずつ下水道にまた変わっていったというような状態です。

(C委員)「し尿人口の人数」はどのようにして数字をだしているのでしょうか？26年度と27年度は、25年度と変わらずという推計になっていますが、もっと減っていくと思いますが。

(廃棄物対策室長)そうですね、きっと減ると思うのですが、これは推計なので、そのまま同じ数字を並べています。

(C委員)人口というのは、どうやって調査しているのでしょうか。

(廃棄物対策室長)下水道区域は、水洗化人口というのは、住んでいる方の人数がわかりますので、その区域の中ではわかりますが、合併浄化槽だとかし尿人口というのは、ものすごい数が動くものですから、ある一定のところではおさえているのですが、どうしても変動はかなりあると思います。どうしても、市街化区域の外の人口をおさえていますので、その中で、「市街化区域の外の中の農業人口」と一般的には言われていますが、その中の「汲み取り」の方と「浄化槽」の方というのを、「浄化槽」の方は、人数をはっきりおさえられるのですが、「し尿」については差引で求めています。「下水道の人数」、「合併浄化槽の人数」、残ったものが「し尿の人数」というようなとらえかたで拾っています。

(A委員)し尿人口の中での、下水道区域内と外の割合はどれくらいでしょうか。

(廃棄物対策室長)水洗化普及率というのが、こちらに書かれていますので、98.2とか98.3と書かれていますのですが、これが、水洗化人口で見ただくと、それを割り算しているんで、あと1.何%の方が下水道に繋がれるのですが、まだ繋いでいないという方になります。

(A委員)それだと、この線に達しても届かないのですよね。

(廃棄物対策室長)どうしても、先ほど話をしたとおり市街化区域を広げてきているので、なかなかまだ100にはならないです。市街化区域の拡大を止めて、完全にそういう家が撤去になっていけば、水洗化率はまた上がって、100にはなるのですが。

(A委員)先ほどの話でいえば、確かに水洗化の区域内では「し尿」よりも、

繋げて欲しいというのは判りますし、繋げることができないエリアで、浄化槽でなくて、し尿の方もいらっしゃる？

(廃棄物対策室長)現実にはいます。実際には、下水道の方で、お願いにしているのですが、なかなか古い、築40年とか50年以上の家などで、特にアパートが多いです。アパートの大家さんは建替えるつもりがなくて、住まれる方も家賃が安いし、水洗化するととなると、アパートだと、入居者の件数が入っていますので、一般家庭の何倍もお金がかかるものですから、古いアパートだと水洗化が出来ていない状況です。このすぐ近くにも何件かありますが、いまだに汲み取りというところもございます。

(C委員)確認なのですが、例えば、平成21年度の人口から水洗化人口を引きますと、1,236人で、し尿人口は、1,353人ということは、本来、水洗化されるべきエリアで「し尿」の汲み取りをしている方達が、1,236人で、残りの117人が水洗化できないエリアで汲み取りをしているということになるのでしょうか。数字の見方がわからないのですが、そのように理解してもよろしいでしょうか。

(廃棄物対策室長)一概にそうでもありません。市街化区域と言われてても、下水道が繋げない場所もありました。市街化区域に入っていて、下水道の使える区域ですと言っている、下水道の工事は、何年もかかって行われるので、まだいっていない先が出てくるので、どうしても、その差異が出てくる。例えば、平成21年度の時に、ここの区域ですよとっておきながら、工事をするのに、4年も5年もかかって下水道が入っていくので、そうすると人口の差異がでます。工事と人口とが常にうまく連動していません。

(C委員)というと、水洗化人口と水洗化普及率というのは、あまり意味の無い数字ということになるのでしょうか。

(廃棄物対策室長)水洗化人口と水洗化普及率というのは、単なる割り算をしているだけなので、しっかりおさえておりますが、後の方が差が出てくるというか、下水道がやはり一番、受益者負担金だとか料金をいただいて毎回やっていますので、下水道はかなりシビアな数字なのですが、浄化槽とかというのは、単なる引き算してきているので、なかなか、うまく説明できませんが、持っている数字は、引き算で出した数字だけです。言葉足らずで、すみません。水洗化人口と水洗化普及率は、市街化区域の中で、水洗化が出来る人口が・・・

(計画調整課長)計画区域の中で、下水道整備が終わっている区域の人口の割合が普及率で、水洗化率は、整備が終わっている区域の中で、水洗化している人口の割合となります。

(廃棄物対策室長)書き方が難しかったのですが、これは、水洗化普及率は、水洗化人口の率を出せばよかったのですが、これは普及率と書いているの



で、この次は資料を直したほうがいいかと思います。

(A委員)そこらへんの細かい数字は、ちょっとあるにしても、結局3年経って、水洗化をされないということは、経済的な、いくらか料金が上がった下がったということで、水洗化をしていただける家ではないわけですよ。それに対して、だから収集・運搬で100%求めるということで上げていくことがいいのか、やはり、そういうどうしても減らせない「し尿」に係るものだから、そこは一定の負担軽減をという形を考えるのかというところの違いであるかなと思うので、質問としてはそれ以上ないのですが。(廃棄物対策室長)事務サイドとしては、中で議論しているのは、処分費を取っていませんので、やはり処分費をとらないと他の町との差異が大きくてでると考えています。処分費を取ると当然値段が上がっていきます。そんな中で、15年からこういうような流れできていて、中で話していても、処分費の扱いは少し頓着があるところです。

(C委員)逆に、水洗化しないご家庭にペナルティとして、高めの料金を設定するというのは案としてはないのですか？

(廃棄物対策室長)そういう考え方もできます。それについても、中では当然話をしていますが、下水道の普及率を上げるためには、ペナルティの料金の在り方も考えなくてはということもあります。

(C委員)なかなか実現にはいたらないのですか。

(廃棄物対策室長)そうですね、どうしても生活にまともに影響しますし、先ほど課長からもありましたが、人間の生理的なことなので、量を減らすことはできるわけではないので、そういう中で、皆様にお話している中でも、料金を上げてきていない。15年からもんでいながらも、他の町をみながら上げてきているのが現実です。

(会長)水洗化人口に対する普及率が90数%ということですが、これは、他の町と比べるとどうなのですか？

(廃棄物対策室長)道内では、トップクラスだと思います。下水道は、道内では、トップクラスの料金の設定の仕方をしておりまして、恵庭市の場合、水道は全道で真ん中くらいの料金をいただいています。下水道は札幌市と千歳市に次ぐくらいの、安い価格で運営しております。下水道がうまく料金を設定しているので、うちとしても、下水道までという料金の設定の仕方できませんし、100円という大台には上げられないという思いもありますし、かなり下水道が優等生なものですから、なかなか、そういう中で、「し尿」がなくならないというのが現実の中でどう捕らえるのか、今回も諮問させていただいていますが、かなり中で話し合いをしています。他のごみの関係は意外とあっさり、中で論議しても通ったのですが、この「し尿」と「浄化槽」の話だけが、どうしても、下水道という優等生がいるものですから、その中でも、生活なさっている方にどういう価格を設定

するかという中で、このような諮問で出させていただいたということです。(A委員)現状もそうですけど、今後もっと景気が良くなって、仮設トイレがもっともって増えていくとか、し尿の事業所がもっと賑やかになっていけば、当然それも増えていくわけですよ。全体がもっと増えていった時に、それが家庭に跳ね返ってくるとなると、どうも違和感が残るんですよ。

(廃棄物対策室長)そうですね。どうしても一般家庭は減っていくと思うんですよ、もっと言うと、農家の方も、家を建替えられますと、「し尿」ではなくて、今は「合併浄化槽」を付けますので、合併浄化槽は増えていくのですが、一般家庭のし尿は減っていくことになると思います。

(C委員)処分費は市から出ていることになるのですよね。

(廃棄物対策室長)そういうことになります。

(C委員)そこも、ちょっと納得いかないと思うのですけれど、その処分費もどんどん増えていくのでしょうか。

(廃棄物対策室長)いえ、先ほど話したとおり、最終的には下水道が整備されている市街化区域全体の中のほうが、人口の伸びが大きいので、動きがありますから、どちらかというところの「し尿」とか「合併浄化槽」というのは、一般の方は市街化区域の外に家を建てられませんから、先ほど委員がおっしゃられた、どちらかというところ、事業所だとか仮設トイレだとかというのは、年度によって動きが出てくるとは思いますけど、一般家庭的なものというのは、逆に言うと、新しい家を建てるところであれば、合併浄化槽が主流になります。合併浄化槽になると、うちで料金を設定しているのではなくて、下水道で料金を設定しています。うちでいう「浄化槽」というのは、単独浄化槽がほとんどですので、合併浄化槽になると下水道料金でいただいています。それは処理も入っているという考え方でやっています。

(A委員)単独浄化槽は、まだあるのですか。

(廃棄物対策室長)古いのはまだ使われています。この表の「合併浄化槽人口」というのは、下水道事業の中でやってきている人口が記載されています。

(会長)よろしいでしょうか。いろいろあると思いますが、今、様々な意見が出ましたけれども、是非、次回にでもこの資料をもう少しわかりやすく説明できるように提出をお願い致したいと思います。

他にございますか。なければ、今、室長から話がございましたけれども、次回の検証までに、検討課題として、現在無料となっております「浄化槽汚泥処分手数料」の関係につきまして、他の市との状況もいろいろと参考にしながら、恵庭市がいくらかの負担を求めていく方向で、審議会でも検討をしていきたいと思っておりますので、お願い致したいと思っております。

他に意見なにかございますか。それでは、異議がないようでございますので、「し尿処理手数料」につきましては、説明のとおりとさせていただきますよろしいでしょうか。

(A委員)説明のとおりですか。

(会長)先ほどの訂正も含めてです。

(A委員)あまり賛同はしていないのですが、採決をしていただければ、採決していただきたい。

(会長)はい、それでは、採決をしていただきたいという意見がございますので、ここで採決を致したいと思います。

ただいま提案がございました「し尿処理手数料」につきまして賛成の方は挙手をお願い致したいと思います。はい、

反対の方は、挙手をお願い致したいと思います。はい、

賛成多数ということで、このとおり可決させていただきますと思います。

ありがとうございました。

## 7. その他

(会長)次に日程7、「その他」でございますが、何か委員の皆様方からございましたらお願いしたいと思います。

(B委員)ここで聞くのはどうなのかわかりませんが、少し関連がありますので、先ほど説明があったように、処理が可能な区域であるのですが、借りている土地に繋げるには、地主に承諾を得なければ出来ないという話を何件か聞いていますが、これは事実なのですか。

(廃棄物対策室長)それは、下水道ですか。

(B委員)下水道です。水洗化するためには、金を出してもいいけど、工事をするのに地主の承諾を得ないと出来ないという話を聞いています。水洗化したいが、地主がOKしないということを知ったことがありますが、本当なのでしょうか？

(廃棄物対策室長)法律だけでは、例えば、家の持ち主と、住まわれている方が別でも、できないということではなくて、法律上は、生活権の向上なので、例えば、お金を出すのがどちらなのかは別にしても、出来ることにはなっています。ただ、その土地もしくは家の持ち主の了解を得て行うというのは、あくまで、了解事項になっていますが、今、おっしゃられたパターンですと、相手が駄目だといふとなかなか前に進まないことはあります。法律上は出来ることにはなっています。

(B委員)でも、相手が返事しないと駄目だと。実際にこの街の中で、何件か聞いているのですが、「自分で金を出すのにそんなことありえるのか」と思って、そういったのが水洗化できれば、まだ水洗化普及率は上がるのかと思いつつ説明を聞いていた。

(廃棄物対策室長)下水道は、そういうお話をいただいた場合は、市からア

ポを取って、家の所有者の方とお話をして、補償の問題もありますので、お話に行った例は、数多くあります。それで、成功していることもありますし、やはり前向きにならなかったこともあって、それはケースバイケースになっております。

(B委員)わかりました。

(会長)他にございますか。

(D委員)家庭用ごみの状況を聞きたいのですが、先ほどの表の中にも、試算単価がリッターあたり2.7円で、家庭ごみは2円ということで据え置きされてきている。この表の中で、直接搬入したごみについては、試算単価が料金よりも安くなっていますが、それで、当然、市民の方が協力をして直接搬入が増えれば、それだけ収集単価が少しでも抑制されていけるのかと思うのですが、ただ、その割合ですね、直接搬入ごみと実際のところは、例えば、最近いろんなところで直接搬入が少し増えてきているとか、または、増えるほうがいいのか、実際、あちこち沢山来ても、受け入れするいろいろな問題もあろうかと思うのですが、その実態が、私には理解できてないので、そのへんどうなのかと思って、直接搬入のごみを増やしたほうがいいのか、それと、増やしたほうがいいのか、増やすような施策を市としても考えているのか。それから、ボランティア袋の活用について、これも前から問題になっていますが、実際の推移ですが、増えていけば、かなり街中がきれいになるのではないかと思います。そのへんのところもどのように市として向上するように努めているのかお聞きしたい。

(廃棄物管理課長)直接搬入ごみの試算単価はご覧のとおりです。今現在の料金は、10kgあたり70円ですが、ごみの情報誌「e c o r」にも少し掲載しておりますが、直接搬入される市民の方は増えてきています。土曜日は昼ぐらいまでですが、ぎりぎりの時間まで、列を作っています。直接搬入を進めるかといいますと、施設の維持管理的な関係もありますので、そんなに増えてしまうと難しい部分があるので、収集で出せる部分については、きちっと分別して、資源と分けて、収集を活用していただくことで、これ以上直接搬入もかなり増えていくというのはちょっと、平日に搬入してくれる方など分散されるのであればいいのですが、土曜日とかに集中するので、ある程度そのような状況をみながら、今くらいの流れの中で収めていただくようなことでいいのかと思います。ごみに掛かる経費は、変動的な要素もありますが、ある程度固定的な部分が多いので、ごみの量が増えれば、単価は安くなります。ですが、直接搬入が増えていくと、もともとの70円よりは、持ってくる量が多いので、60円ちょっとくらいで、出来ることとなります。家庭ごみについても、もともと2円だったのが、今現在は、いろいろな形で、有料化でごみ量が減ったりとか、生ごみでも全体量が4%ほど減っているの、ごみ量が減ると、当然割り返すと、単

価は上がっていくことになります。これも良し悪しなのですが、皆さんにリサイクルやごみの減量化をしていただいて、実際に単価を計算すると上がってしまうという、市民の方にとっては、ちょっと痛し痒しのところがありますので、内部でも検討しておりますが、減らしてくれとお願いしておいて、単価が自動的に上がるということからも、単純に今までと同じような考えでいいのかどうか、少し工夫が必要であるのではないかと考えています。減量化やリサイクルをしていただいて、それで単価が上がるのであれば、そこでワンクッション何か、市民の方に対する配慮というの、どこかで考えていかなければいけないかという論議があります。

まとまりつかなくてすみません。そんな形で、直接搬入や収集というのは、収集はうまく使っていただくのがベストですし、集団資源回収でもっともってやっていただいて、そっちのほうでも力を入れていただきたいというのは、別の施策として推進しています。

(D委員)ボランティア袋の活用の件は？

(廃棄物管理課主査)9月1日の広報の中に、例年ですと、もっともったりサイクルということで、リサイクル関係の広報誌を出すのですが、1月に昨年ボランティア袋を使用していただいた方のアンケート調査をしまして、その結果が5～6月でまとまりまして、一番多かった意見が、「もっとボランティア袋の普及啓蒙をしる」というご意見が沢山ありましたので、もっともったりサイクルの裏面を使って、全市に対するボランティア袋の活用についての広報ということで第一弾を出しています。

二つ目が、今の袋の問題。これも指摘された事項ですから、庁内の環境美化等推進委員さんに、9月に研修会を実施する時に、袋の関係で、もっと大きいのが小さいのが欲しいという要望があるのですが、ワンロット作るのに、何十万、何百万というお金がかかるものですから、今回、ボランティア袋の代用券というのをモデルケースで推進委員さんにお渡しして、やってみようかと思えます。その内容につきましては、例えば、町内会でもう少し大きな袋を用意するというときに、その券を貼ってもらえれば、ボランティア袋として収集しますよという試みをやろうとしています。その他にも、アンケートの中に「収集の時に集めて欲しい」とか「1回1回電話するのが大変だ」などのご意見がありましたので、それらの意見につきましては、逐次、予算の関係もありますので、検討している段階であります。

(会長)他にございますか。なければ、事務局お願いします。

(財務室長)財務室長の上森と申します。事務局より、今後の答申書の進め方について、皆様にお諮りしたいと思います。今日、公共料金等審議会に付されました改定提案につきましては、承認をいただきました。従いまして、審議は今日を持って終了となります。

この後の答申書の文面についてでございますが、事務局と致しましては、会長および副会長に文面についてはご一任をいただきたい。事務局が会長、副会長と調整して決定して、それをもって市長に答申をするということで取り進めたいと考えております。このような取り進め方でよろしいでしょうか？お諮りしたいと思います。よろしく申し上げます。

(会長)それでは、事務局の説明のとおり、取り進めることでよろしいでしょうか。

(各委員)異議なし

8 . 閉 会

会長より閉会の挨拶

(会長)他に何かございますか。なければ、本日の審議会は以上を持ちまして終了させていただきます。大変ご苦勞様でした。

終了 15 : 40